㈡　担保権者からの異議申出のない管財人による任意売却

ア　実施方法

管財人は、担保有価証券を任意に売却しようとするときは、関係担保権者に対し、売却先、売却価額、売却条件等を通知する。関係担保権者は、その売却に異議のあるときは、管財人から通知を受けた後１ヶ月以内に、当該売却条件を上回る条件での売却先を管財人に書面で申し出ることができる。当該期間内に、関係担保権者からかかる申出がない場合、又は当該期間内であっても全ての関係担保権者から異議がない旨の書面の提出を受けたときは、管財人は当該売却を実施する。

イ　売却金の取扱

上記アにより担保有価証券を売却した場合、その売却金を「実質売却代金額」とみなして、第４項の定めを準用する。

㈢　競売申立て

ア　実施方法

管財人と担保有価証券にかかる関係担保権者全員との間で合意が成立した場合には、更生担保権者は、競売手続開始申立てをすることができるものとする。

イ　競売手続による配当金の取扱

上記アにより担保有価証券を売却した場合、競売手続による配当金を「担保弁済額」とみなして（従って、配当金からの費用控除は行わない）、第４項の定めを準用する。

㈣　代物弁済

ア　実施方法

管財人と担保有価証券にかかる関係担保権者全員との間で合意が成立した場合には、更生担保権者は、合理的な方法に基づいて当該担保有価証券の価額を評価し、当該評価額相当額の更生担保権の弁済に代えて、当該担保有価証券を譲り受けることができるものとする。

イ　評価額の取扱

上記アにより代物弁済を実施した場合、担保有価証券の評価額を「担保弁済額」とみなして（従って、費用控除は行わない）、第４項の定めを準用する。

⑵　みなし実質売却代金額の合意

第３項⑵の期間を経過しても売却することができない担保有価証券が存する場合、管財人は、関係担保権者との協議により、上記⑴のいずれの方法にもよらずに、合理的な方法により当該担保有価証券の価額を評価し、当該評価額をもって「実質売却代金額」とみなす旨の合意をすることができるものとする。

８　担保解除の手続

本款に定める担保弁済の実施のために、更生担保権者は、管財人の要請により、担保有価証券の決済日前の管財人が指定する日までに、当該担保有価証券の担保解除に必要な手続（有価証券を管財人指定の口座に振り替えることを含む）を行うものとする。

第５款　栗林商業地にかかる更生担保権

１　確定債権

４件　852,999,998円

別表６－８（栗林商業地）

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権の免除

更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権にかかる更生担保権は、更生計画認可決定確定時に、全額免除を受ける。

⑵　元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権の取扱

元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権にかかる更生担保権については、下記金額を各回の弁済総額として、同額に当該更生担保権者間の担保割付合意に基づく按分割合を乗ずることによって算定される額を、各更生担保権者に対し、分割弁済する。分割弁済による１回当たりの弁済額の計算において生じる１円未満の端数は切り上げるものとし、最終回の弁済額の計算にあたり調整する（更生担保権者ごとの各回の分割弁済額は、別表６－８記載のとおり）。

記

①　第１回（更生計画認可決定確定後１ヶ月以内）　300,000千円

②　第２回～第11回（平成23年以降、毎年12月31日限り）　各55,300千円

第６款　リース担保にかかる更生担保権

１　確定債権

10件　180,383,786円

別表６－９（リース担保）

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権の免除

更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権にかかる更生担保権は、更生計画認可決定確定時に、全額免除を受ける。

⑵　元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権の取扱

元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権にかかる更生担保権は、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に、一括して弁済する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１款　公租公課

１　届出債権

191件　435,252,961円及び額未定

別表７－１（公租公課）

（内訳）

①　本税等　434,808,781円

②　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　443,800円

③　更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは当該決定日）までの延滞金等　額未定

④　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日以降に更生計画認可決定があるとき）　額未定

⑤　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等　額未定

⑥　督促手数料　380円

２　権利の変更

⑴　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等は、徴収の権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

⑵　更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは当該決定日）までの延滞金等は、全額につき免除を受ける。

⑶　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日以降に更生計画認可決定があるとき）は、徴収の権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

⑷　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等は、全額につき免除を受ける。

⑸　免除の効果は、更生計画認可決定確定日に発生する。ただし、⑴及び⑶については当該日以後に徴収権者の同意が得られたときは当該同意が得られた日に発生するものとする。

３　納付方法

前項による免除後の債権の全額を、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に、一括して納付する。

第２款　労働債権

１　確定債権

１件　661,432円

別表７－２（労働債権）

２　権利の変更及び弁済方法

更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に、一括して弁済する。